

営業者のみなさんへ

カラオケ騒音に  
ちよつとした心づかいを



大阪市

# カラオケの使用は午後11時以降禁止



■飲食店や喫茶店でのカラオケ装置は、午後11時から翌日の午前6時まで使用してはならないことになっています。

また、音響再生装置、楽器、拡声装置などの音響機器についても同じです。

【大阪府生活環境の保全等に関する条例第97条】

ただし、音が店舗の外にもれない場合や周囲(50m以内)に住居、病院等がない場合などについては、適用除外となります。

## 音の大きさの制限

### 騒音の規制基準／敷地境界での騒音レベル

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	朝(午前6時～午前8時)	昼間	夜間
		夕(午後6時～午後9時)	(午前8時～午後6時)	(午後9時～翌日午前6時)
第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域		50	55	45
近隣商業地域、商業地域 準工業地域		60	65	55
工業専用地域の 一部(注1)	既設の学校、保育所等 <sup>注2)</sup> の敷地の周囲50mの 区域及び第2種区域 <sup>注3)</sup> の境界線から15m以内 の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

注1) 工業専用地域の一部とは、府条例第83条の規定により知事が告示した地域をいう。

注2) 学校、保育所、病院及び収容施設を有する診療所で昭和45年4月1日において既に設置(着工も含む)されているもの。

注3) 第2種区域とは、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、および市街化調整区域をいう。

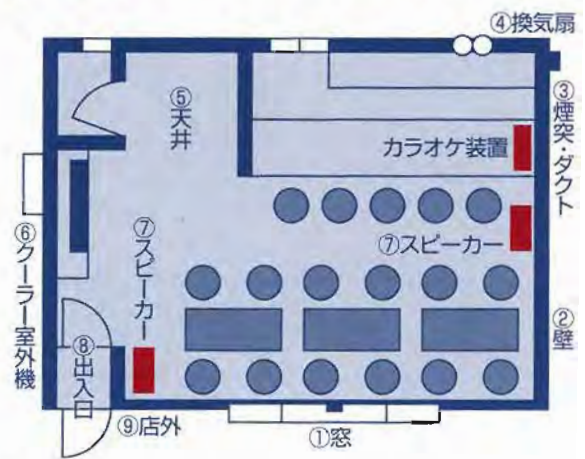
## 罰則など

午後11時以降にカラオケ装置などの音響機器が使用され、または、午後11時以降に遊泳場営業やテニス場営業など(飲食店営業・カラオケ営業は午前0時以降)が営まれることによって、周辺的生活環境が損なわれているときには営業者に対して違反行為の停止、警告または命令を発し、これに従わない場合は3月以下の懲役または20万円以下の罰金が科せられます。(府条例 第99条、第114条)

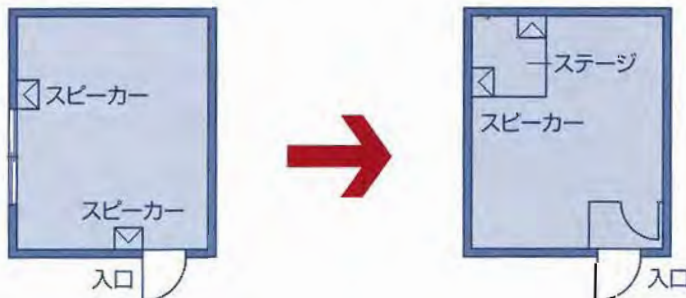
# 防音対策の方法はご存じですか

■お店の防音対策は、次のポイントを参考にして実施してください。

- ①窓〔二重にするか、閉鎖してしまう〕
- ②壁〔防音材を使う〕
- ③煙突・ダクト等〔できるだけ高いものにする〕
- ④換気扇〔消音型にするか、防音カバーを取りつける〕
- ⑤天井〔防音材を使う〕
- ⑥クーラー室外機〔防音対策をするか低騒音型を使用する〕
- ⑦スピーカー〔音量出力の小さいものにするか、壁からはなして設置する〕
- ⑧出入口〔二重構造にする、また、すきまのないようにする〕
- ⑨店外〔大声で送り迎えをしない〕

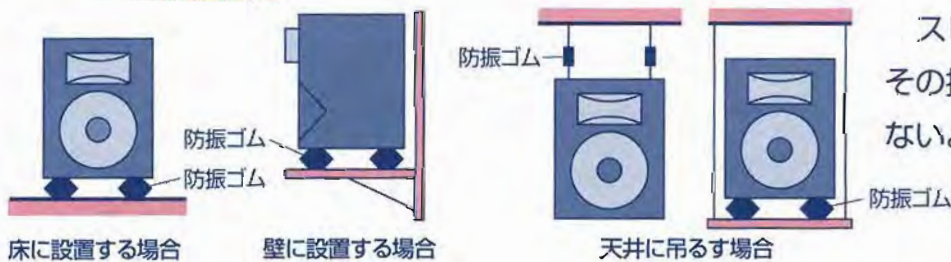


## ●スピーカーの配置例



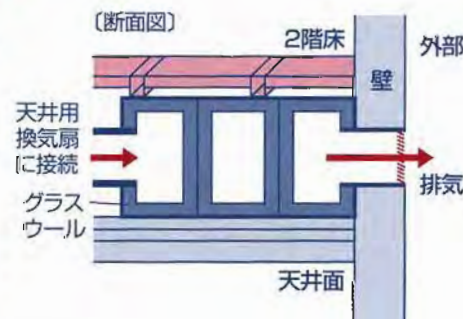
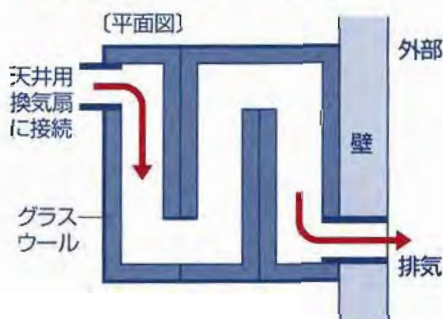
スピーカーは、出入口、窓、換気扇などの開口部の近くに配置することを避け、ステージを設けてその近くに集中配置することが望ましい。

## ●スピーカーの設置方法

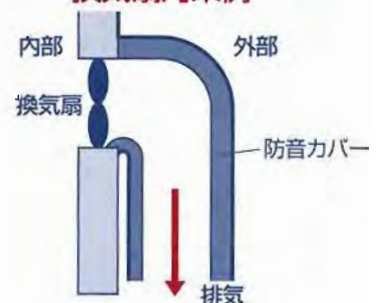


スピーカーボックスは、その振動が壁や床に伝わらないよう防振材を使用する。

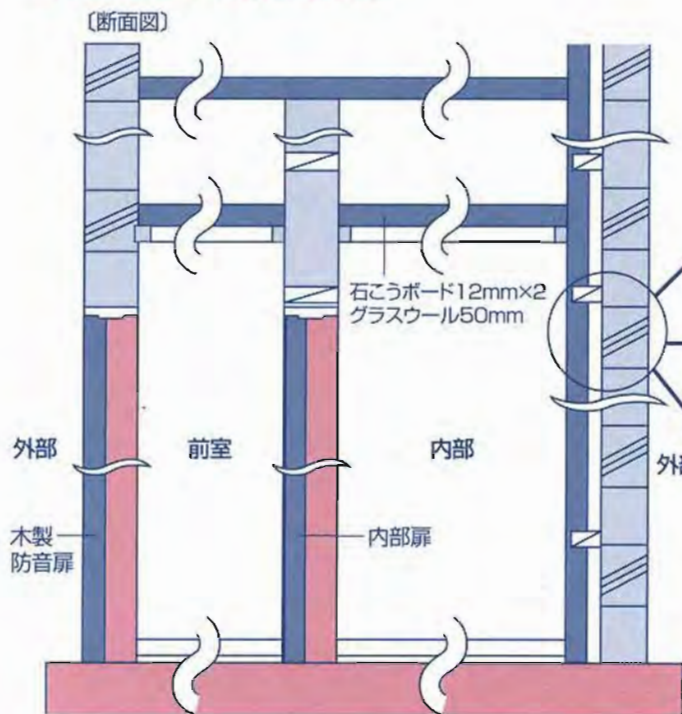
## ●消音ボックスによる換気扇対策例



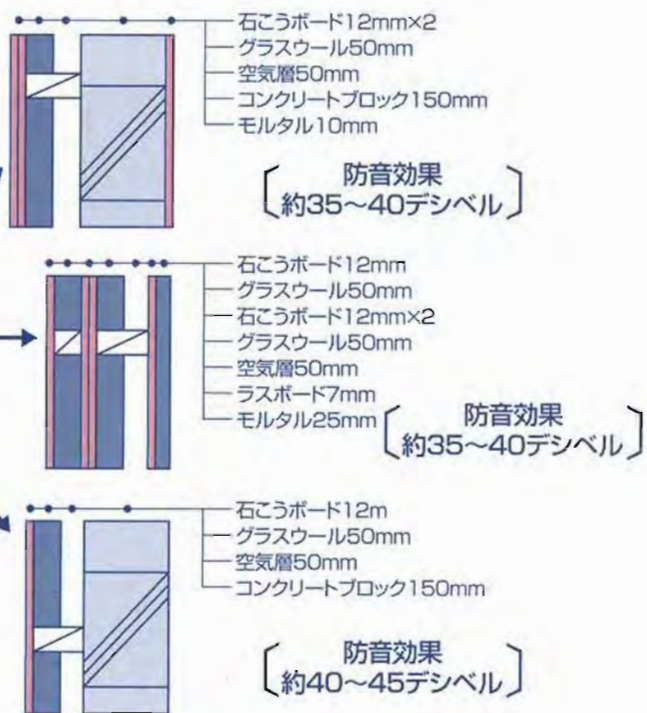
## ●防音カバーによる換気扇対策例



●壁面と天井の防音対策例



●壁面の主な防音材料



音の大きさのめやす



飛行機のエンジンの近く  
120

自動車の警笛(前方2m)  
110

電車通過時のガード下  
100

騒々しい工場の中  
90

地下鉄の車内  
80

騒々しい街頭  
70

普通の会話  
60

静かな事務所の中  
50

静かな住宅地の昼間  
40

郊外の深夜  
30

音の大きさ (デシベル)

スナックなどの  
店内の音



洗濯機  
の音



安眠できる





## 営業者のみなさんへ!

- ◆深夜、スナックなど飲食店からの騒音(カラオケ騒音、客の大声など)に対して、苦情が多く発生し、大きな問題となっています。
- ◆お店の営業時間が、近隣に住む人たちにとっては、ちょうど睡眠やくつろいでいる時間帯になるため深刻な問題です。
- ◆ちょっとした不注意が近隣の人たちに迷惑をかけているケースが多く、あなたの街の騒音防止にご協力をお願いします。



## 陳情者の立場になって 細かい心づかいをしましょう

- ◆夕方を過ぎると周辺が昼間とちがって静かになるため、カラオケや楽器、手拍子の音が大きく感じられます。
- ◆あなたのお店では、午後11時以降もカラオケを使用していませんか。近隣の人たちの生活に迷惑をかけていませんか。
- ◆陳情があれば、陳情者の身になって騒音の発生防止に努めましょう。



## お店の音を調べてください

- ◆一度お店の外で音を聞いてください。どのくらいの音がするか、どこから音が漏れているのかが分かります。
- ◆窓や、出入口の扉にすき間はありますか。
- ◆マイクの音量を上げすぎていませんか。
- ◆店の天井や壁、床の防音効果、換気扇の防音設備は十分にされていますか。